

広報

ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場
印刷所 湖東印刷 手数料 2100番
電話 (018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日15日発行

間もなく完成する山村開発センターの屋上に、朝な夕なその時刻をお知らせするオルゴールが取付けられます。町民から文字どおり鐘の鳴る丘として親しまれるために、次によりそのメロディを募集しますので、ご応募ください。締切日は十月三十一日。

記

一、応募要領
官制はがきに希望曲を一曲、住所記入ください。
二、その他 同曲多枚の場合、抽選の上決定いたします。

三、あて先 五城目町役場
五城目町躍進二十年事務局

青い空に、白い雲、そしてすがすがしい空気、秋特有の風景である。ところがここ五六年から、稲収穫の機械化が浸透するにつれて、稲わらを焼く煙が気流にのって村や町をすっぽり包むようになった。ひどい時は列車を止め車をとめ、人々の目やのどまで犯すようになった。このため秋田県では昨年から、県公書防止条例の一部を改正して十月一日から十一月十日までの間は、稲わら焼きを禁止することになった。しかしそれ以後も稲わらを焼く行為は一向に減る様子がなく、条例の効果は煙にまかれている現状である。そのために違反農家の氏名を公表することにしたり新聞紙上でもたびたびその行為が報道されることが多い。それは農家は他人の迷惑を考えないのか、何人かの人にいたずねてみた。「他人に迷惑のかかっていることはわかっている。」しかし、「今のところ焼くことが最も労力のかからない処理方法である。」有機質肥料として還元する考えはないのか、「稲わらは翌年の春まで完全に腐るこ



(写真は谷地中の佐藤進さんで、48年秋から実施している稲わらのすき込み作業である。このあと耕転機で畦立てをして排水をはかり、翌年は窒素肥料を毎日に施肥する。今年の収穫量は10アール当720キロ弱とか。)

現実的な対策のないまま

煙にまかれる

稲わら焼き禁止の効果

現実的な対策がない

農家の人々は、他人に迷惑をかけていることと、有機質肥料化の必要性もすべて認識の上であったが、現実に農作業の過程でスムーズに受け入れられるような各種理論の決定打がないことも確かであった。わらくずを撒きつら構造の機械におどらされている農家の頭をたたき続けるより、農業の技術開発や経営指導をする国、県の専門機関のS・Pがくつわを並べている。その責任で早急且つ強力に研究をすすめて、さわやかな秋をとりもどしてほしい。

祖母から聞かせてもらったことを思い出す。五城目のシンボルになつてゐる森山について、「こんな話を聞いたことがあります。森山と呼ばれる山は二つあって、その一つは馬場目にある森山(姫山)、もう一つは五城目にある妹の森山である」と。しかし、妹の方がずっと美しかったので人は五城目森山を守り神として信仰したこと。怒った馬場目森山は大きな石を力いっぱい、美しい妹の脣に傷をつけやうとしたが届かず、くやしさのあまり何度も泣き続いた涙が川となつて今のが目川となつたといふ話である。また、五城目森山のふもとに落ちた石は、後に田んぼ作りの邪魔になるということで、十五人の若者が力を合わせぬくに朝になるとひとりでに元の所へ移っていたといわれ、以米人々は神の石としてこれをあがめ、今日不動の石として祭られるのそれがそれでいる。民話の豊富な五城目町、子どもたちをよくお郷土の山河に、先人の寄せた素朴な愛情や信仰といったものを感じとらせりたいものである。



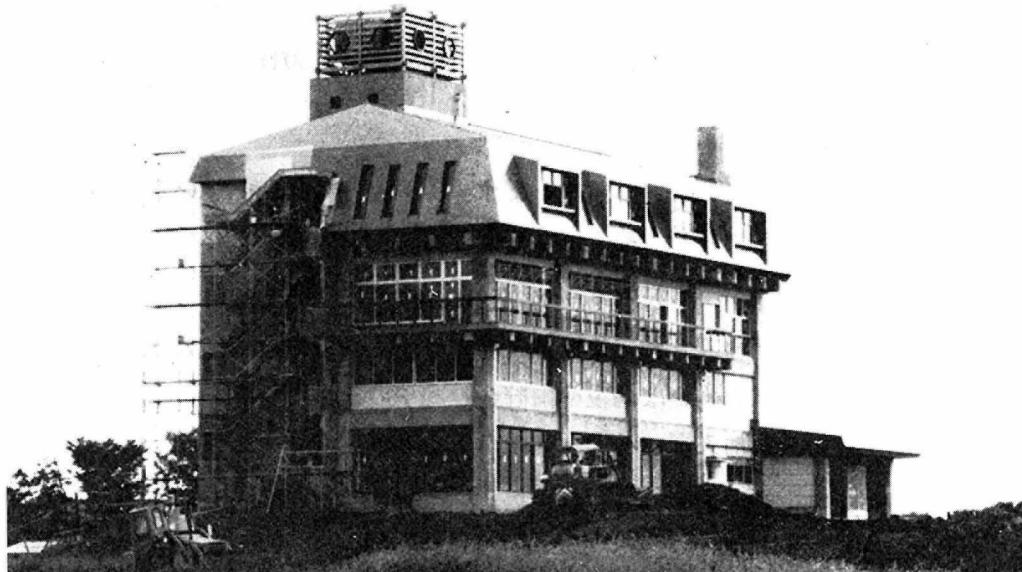
五小校長 渡辺 俊雄

広報
サロン
ROOM

子どもたちに伝承の民話を語り継がれた物語によく、昔から語り継がれていたことがあります。森山と呼ばれる山は二つあって、その一つは馬場目にある森山(姫山)、もう一つは五城目にある妹の森山である。

町税完納強調月間

期 間 昭和50年11月1日から
昭和50年11月30日まで



【写真】間もなく完成する山村開発センター】

- ◎ 住み良い町づくりはまず完納から。
- ◎ 納税貯蓄組合に全戸もれなく加入しましょう。

昭和50年11月1日

五 城 目 町
五城目町納税貯蓄組合連合会

町税完納強調月間実施要領

1、趣 旨

昭和49年度の町税収入状況は一般町税が 総額 2億4,899万5千円で収入割合 98.45% (現年度分 99.34%、過年度分 44.27%) 国民健康保険税は総額 8,917万4千円で収入割合 93.06% (現年度分 96.92%、過年度分 27.88%) となつております。年々収入状況は良くなつているが全県的にみた場合は良い方ではありません。(100% 完納町村 27町村有り) 従つて昭和50年度は 100% 完納を目指して納税の公平と早期完納を促進するため実施するものです。

2、期 間 昭和50年11月1日～昭和50年11月30日

3、実 施 事 項

- ① 納税組合単位に集合徴収を実施します。納税組合に加入している方はこの期間内に全員もれなく完納くださるようご協力をお願いします。なお集合徴収日等については別に組合長に連絡して決定いたします。
- ② 紳税組合に全戸加入されるよう推し進めます。納税組合に加入すると組合に対する補助、あるいは納税準備貯金の利子の割高等いろいろな特典がありますから、未加入者は是非加入されるようおすすめします。
- ③ 紳税貯蓄連合会の協力を得て納税についての広報活動を行ないます。

(広報車、その他)

4、そ の 他

- ① 町税を滞納しますと年利 14.6% (日歩 4銭) と云う高い延滞金がかかり、納税者にとって不利なばかりでなく納税の公平を確保するため状況によつては滞納処分が執行されます。そうなるとお互いに不愉快な思いをしなければなりませんので、過年度からの滞納のある方はよろしくご理解の上完納にご協力ください。
- ② 町税に関することでわからないことやご不審の点は何時でも役場税務課にご相談ください。

